

令和7年度舞台づくり支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞台芸術に取り組む団体等が、寒河江市市民文化会館（以下「文化会館」という。）において、舞台発表のレベル向上及び独創的かつ継続的な公演を目的に実施する舞台練習に対し、寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において舞台づくりとは、文化会館の舞台、付属設備及び備品類（以下「舞台設備」という。）を使用して行われる芸術文化活動とする。

(事業の種類及び対象)

第3条 本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、以下のとおりとする。

(1) 演奏力等向上支援事業

対象となる事業実施主体は、審査会の形式を採るコンクール又は大会（以下「コンクール等」という。）に出場する市内の高等学校又は教育委員会が認定した社会教育関係団体（以下「出場団体」という。）とし、コンクール等への出場のため、文化会館の舞台設備を使用して実施する舞台練習を対象とする。

(2) 発表会活動支援事業

対象となる事業実施主体及び出演団体は、文化会館で実施する公演（以下「当該公演」という。）について、寒河江市市民文化会館に関する条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項第5号から第9号までの規定により使用料の減免を許可された継続的に活動している市内の団体（以下「公演団体」という。）とし、当該公演のため、

文化会館の舞台設備を使用して実施する舞台練習を対象とする。

(事業の内容)

第4条 前条各号の事業に対する支援事業の内容は、寒河江市市民文化会館に関する条例（昭和49年市条例第8号。以下「条例」という。）の別表に定める使用料について、規則第10条第1項第4号に基づき、以下の各号のとおり免除できるものとする。

- (1) 前条第1号に係る事業については、1コンクール等につき、舞台練習3回まで
- (2) 前条第2号に係る事業については、当該公演1回につき、舞台練習3回まで
- (3) 舞台練習は午前、午後及び夜間をそれぞれ1回と算定するものとする。全日使用した場合は、3回と算定するものとする。

(損害賠償)

第5条 舞台設備の使用に伴い、出場団体、公演団体又は第三者に損害を及ぼした場合、その損害に対する賠償を含む責は、出場団体又は公演団体がこれを負うものとする。ただし、その損害のうち教育委員会の責に負うべき理由により生じたものについては、教育委員会がこれを負うものとする。

(事業申請の手続)

第6条 事業を実施しようとする出場団体及び公演団体は、次の各号に掲げる申請書に、必要書類を添付し教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業を実施しようとする出場団体は、演奏力等向上支援事業申請書（様式第1号）
- (2) 第3条第2号に掲げる事業を実施しようとする公演団体は、発表会活動支援事業申請書（様式第2号）及び発表会活動支援事業計画書（様式第3号）

(事業の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は当該内容を審査し、
適当と認めたときは事業の決定を行い、申請者に対し次により通知するものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業については、演奏力等向上支援事業決定書（様式第4号）

(2) 第3条第2号に掲げる事業については、発表会活動支援事業決定書（様式第5号）

（実績報告）

第8条 前条の規定により決定を受けた事業に係る実績報告については、出場団体及び公演団体共に教育委員会に対する提出の義務を負わない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

演奏力等向上支援事業申請書

演奏力等の向上のため舞台練習を実施したいので、令和 7 年度舞台づくり支援事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

舞台練習の 日 時	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :
会場責任者名及び 電 話 番 号	☎		
使 用 人 数	人	楽屋使用の有無	第 1 第 2 第 3 第 4
備 考			

出場するコンクール等

名 称	
会 場	
主 催	
日 時	
出場区分	

添付書類 コンクール等の内容が確認できる開催要綱等

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

発表会活動支援事業申請書

文化会館を使用する発表会のため舞台練習を実施したいので、令和7年度舞台づくり支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

舞台練習の 日 時	第1回	第2回	第3回
	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :	月 日 () 午前・午後・夜間 : ~ :
会場責任者名及び 電 話 番 号	☎		
使 用 人 数	人	楽屋使用の有無	第1 第2 第3 第4
備 考			

発 表 会 名	
開 催 日 時	
規 則 該 当 号	第10条第1項 号

添付書類

- 1 寒河江市市民文化会館使用料減額免除許可書の写し
- 2 作成してあれば発表会のチラシ

様式第3号（第6条関係）

発表会活動支援事業計画書

1 発表会名	
2 開催目的	
3 会場	寒河江市市民文化会館
4 発表会の日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
5 参加団体名 (代表者名)	
6 演目(曲名)	
7 発表会の特色	
8 入場対象者	
9 入場予定人数	人
10 入場料	

様

寒河江市教育委員会
教育長

演奏力等向上支援事業決定書

年 月 日付で申請のあった演奏力等向上支援事業について、令和7年度舞台づくり支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 出場コンクール等名

2 舞台練習の日時

第1回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分
第2回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分
第3回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分

3 留意事項

舞台練習の実施に当たっては、使用者の安全確保及び施設の適正な使用に十分留意してください。

様

寒河江市教育委員会
教育長

発表会活動支援事業決定書

年 月 日付で申請のあった発表会活動支援事業について、令和7年度舞台
づくり支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 発表会名

2 舞台練習の日時

第1回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分
第2回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分
第3回	年 月 日 ()	午前・午後・夜間	時 分 ~ 時 分

3 留意事項

舞台練習の実施に当たっては、使用者の安全確保及び施設の適正な使用に十分留意し
てください。